

クイズ健康保険王～傷病手当金編②～

Q4 Bさんは、仕事とは関係のない病気で令和4年7月1日から9月30日まで傷病手当金が支給されました。そして、Bさんは令和4年9月30日付で退職することとなりました。(資格喪失日は令和4年10月1日)

令和4年10月1日以降も引き続き同じ病気で傷病手当金を申請する予定ですが、令和4年10月1日以降の傷病手当金として正しい選択肢はどれでしょう。 【難易度★★★★☆☆】

Bさんのプロフィール



- ・65歳
- ・老齢退職年金を受給中(年金額は傷病手当金の一日当たりの金額よりも低い)
- ・退職日までの健康保険の被保険者期間は10年



退職後の傷病手当金はどんな条件がそろえば支給されるのかな？

))))

| 選択肢 | |
|-----|---|
| 1 | 退職したため、申請しても傷病手当金は支給されない。 |
| 2 | 傷病手当金は退職前の傷病手当金と同一の日額で支給される。 |
| 3 | 傷病手当金が支給される。 ただし、退職前の傷病手当金から老齢退職年金の金額を減額調整した金額となる。 |
| 4 | 退職したため、傷病手当金ではなく失業給付を申請する。 |